

埼玉西部環境保全組合監査委員公印規程

(趣旨)

第2条 この規程は、埼玉西部環境保全組合監査委員の公印に関しその保管、使用その他必要な事項を定めるものとする。

(公印)

第2条 公印は、監査委員の印とする。

(公印の名称、寸法、ひな形及び使用区分)

第3条 公印の名称、寸法、ひな形及び使用区分は、別表のとおりとする。

(公印の管守)

第4条 公印は、監査委員の指定した者が管守する。

(公印の新調、改刻又は廃止)

第5条 公印の新調、改刻又は廃止については、監査委員の決裁を受け、行うものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表

公印の名称	寸法	ひな形	使用区分
埼玉西部環境保全組合監査委員印	方21ミリメートル		公文書用